



# 戦没者等の遺族に対する 第11回 特別弔慰金のお知らせ



## 1. 特別弔慰金の趣旨

先の大戦で公務等のため国に殉じたもとの軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債：額面 25 万円、5 年償還）を支給するものです。

## 2. 支給要件および支給対象者

### <支給要件>

- 令和 2 年 3 月 31 日までに、軍人、軍属、準軍属が公務上または勤務に関連して死亡していること
- 令和 2 年 4 月 1 日（基準日）において、その戦没者等の死亡に関し、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等の受給権を有する者が遺族の中に 1 人もいないこと
- 令和 2 年 4 月 1 日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得していること

### <支給対象者>

次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 令和 2 年 4 月 1 日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記 1 から 3 以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）  
※戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた方に限ります。

## 3. 請求期間

令和 5 年 3 月 31 日まで

※令和 5 年 4 月 1 日以降は第 11 回特別弔慰金の請求ができなくなりますのでご注意ください。

## 4. 受付場所（受付時間 8:30～12:00 / 13:00～17:00）

- 市福祉総務課（福祉事務所 2 階）… ☎ 31-0664
- 美都総合支所地域振興課 …………… ☎ 52-2312
- 匹見総合支所地域振興課 …………… ☎ 56-0302

※手続きには時間を要するため、待ち時間が長くなる場合がありますのでご理解とご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、予定していました市役所本館玄関ロビーでの受付は行いません。

## 5. 持参する物

本人確認書類（運転免許証、保険証等）、印鑑等をご持参ください。

## 6. 郵送による請求

郵送による請求手続きを希望される方は、福祉総務課までご連絡ください。

※郵送料等は、全て請求者の負担となります。

【問い合わせ先】市福祉総務課 ☎ 31-0664